

中央区立介護老人保健施設「リハポート明石」における 入所条件等の変更について

中央区立介護老人保健施設「リハポート明石」では、令和6年4月1日から以下のとおり入所条件等を変更します。なお、短期入所、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいては変更ありません。

1 入所期間の変更について

現在、入所期間を原則3カ月、必要と認める場合に最大で6カ月としていますが、令和6年4月1日以降に退所期日を迎える利用者から、以下のいずれかの条件に該当する場合には入所期間を最大12カ月に変更します。

- (1) 入所期間内に在宅復帰の見込がある者のうち、6カ月以上リハビリを実施する必要があると認められたとき。
- (2) 在宅介護生活が困難かつ6カ月以内に受入先の施設等への円滑な入所が困難なとき。
- (3) 区と施設が協議した結果、前2号の事由以外に入所期間の延長が必要と認められるとき。

※ 原則の利用期間（3カ月）に変更はありません。12カ月間のご利用をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

2 利用対象者の変更について

現在、利用対象者を区内在住の要介護高齢者等に限定していますが、施設に空床が生じている場合は、以下の条件により区外在住の高齢者等も入所できるようになります。

- (1) 要介護認定を受けており、区内に二親等以内の家族が在住している高齢者等。
- (2) 受け入れ人数は8名を上限とする。
- (3) 多床室のみの受け入れとする。

※ 施設定員に空きがあっても、区外在住者の受入れ上限に達している場合は入所することができません。予めご了承ください。